

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
第一章 総則		
<p>(目的) 第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。</p>	<p>1 「いじめは死につながる」ことについて いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます。）の整備にも影響を及ぼした本市のいじめ自死事案について、このたび和解に至りました。そして、和解における裁判所の判断として、「いじめを受けた児童及び生徒の担当教諭及びその他学校職員は、一般的に、いじめを要因として、いじめを受けた児童及び生徒の自死が生じうることを予見することができる状況にあった」とされています。 つきましては、第11条第1項に基づく国のいじめ防止基本方針（以下「国の基本方針」といいます。）（第1・6）における「生命又は身体に重大な危険を生じさせる。」の次に「特に、いじめを要因として、いじめを受けた児童生徒の自死が生じうる。」といった表現を加えていただきたく、また、暴力を伴ういじめであってもなく「いじめが死につながる」ことを明確に記して下さるよう、ご検討をお願いします。 いじめを受けた児童生徒の自死が後を絶たない現状を踏まえ、それを防ぐことが学校の教職員に課せられた使命であるといえます。また、予見し得る立場でもあるといえます。このたびの和解事案を教訓として、改めて全国の学校関係者の認識を深めていただければ、切に願うものです。 （H27.3.30）</p>	<p>いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます。）が施行されて以後なお続く重大事態を検証する中で、学校及びその設置者のいじめ行為に対する重大性の認識が低いと、いじめを見過ごし重大事態に発展させてしまっている現状があります。つきましては、いじめ行為が児童生徒の生命や心に対して重大な影響、時には自死にまで至らせる行為であることを再認識するためにも目的の項目に下記の文言を追記していただければと考えます。</p> <p>【例】 第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持し、生命及び心身を保護するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。</p>
<p>(定義) 第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p>	<p>法の定義が主観を軸に捉えた表現とされていることから、いじめを受けた児童等がいじめの存在を認めない場合、主観に依拠した捉え方がされると、いじめと判断されないおそれがあるといえます。 つきましては、要件の限定解釈を防ぐべく、法第2条第1項の定義中「感じているもの」の次に「（当該児童等が心身の苦痛を感じていなくても、他の児童等であれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む。）」を加える等の改定を施していただきますよう、ご検討をお願いします。 （H27.3.30） 【例】 第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（当該児童等が心身の苦痛を感じていなくても、他の児童等であれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む。）をいう。</p>	<p>いじめの定義が不明瞭、曖昧なために、いじめの認識がされず放置されている現状があり、改善を求めます。</p>
<p>2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。</p>		
<p>3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。</p>		
<p>4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。</p>		
<p>(基本理念) 第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。</p>		
<p>2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。</p>		
<p>3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</p>		
<p>(いじめの禁止) 第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。</p>		

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
<p>(国の責務) 第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p>	<p>法第6条において、「国と協力しつつ」との文言が規定されており、一方、法第5条「国の責務」においては、地方公共団体との協力について定める規定がありません。「国と協力」する義務を負う地方公共団体としては、法第6条の「国と協力」の内容としてどのようなものが想定されているのかについて、法の運用にあたって明確にされることが望ましいものと考えます。 (H25.6.18)</p>	
<p>(地方公共団体の責務) 第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>	<p>【再掲】法第6条において、「国と協力しつつ」との文言が規定されており、一方、法第5条「国の責務」においては、地方公共団体との協力について定める規定がありません。「国と協力」する義務を負う地方公共団体としては、法第6条の「国と協力」の内容としてどのようなものが想定されているのかについて、法の運用にあたって明確にされることが望ましいものと考えます。 (H25.6.18)</p>	
<p>(学校の設置者の責務) 第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。</p>		<p>学校いじめ防止基本方針（以下「学校の基本方針」といいます。）が定められていながら、それが履行されず重大事態に発展させてしまっている状況から、学校の設置者は、その設置する学校が定める学校の基本方針の履行に対して、実効性を持たせるための指導・助言や、その執行状況について管理監督する責務を明確にする必要があると考えます。</p> <p>【例】 第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務と第十三条に規定する学校いじめ防止基本方針の履行に伴う管理監督責務を有する。</p>
<p>(学校及び学校の教職員の責務) 第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。</p>	<p>ある程度主観に頼らざるを得ない表現であり、いじめの疑いの段階では発動しないことも問題となり得ることから、国の基本方針（第1・7（2））を引用した内容を法第16条第1項に明記してくださるよう、ご検討をお願いします。 (法第16条第1項関連) (H27.3.30)</p>	<p>学校の基本方針を学校は定めていながら、それが履行されず早々と形骸化してしまっている実情があります。学校及び学校の教職員は、法の理念を理解することはもとより、学校自身が定めた学校の基本方針を学校全体、及び児童生徒とその保護者への理解を深めることによって、いじめの未然防止が図られるものと考えます。そして、学校で得られたいじめの情報は家庭とも共有されることによって、家庭と連携して問題の解決がなされることから、以下のような文言を追記していただきたいと考えます。</p> <p>【例】 第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、保護者に対して報告する責務を有する。</p>
<p>(保護者の責務等) 第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。</p> <p>3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。</p> <p>4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。</p>		<p>学校からの報告がないために、加害生徒の保護者はそれを制止できず、被害児童の保護者は被害児童を保護できない状況があります。保護者は法第9条を履行できない状況にあります。</p>
<p>(財政上の措置等) 第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>		<p>財政上対策費の支出が困難な行政に対する財政支援を明確にする必要があると考えます。</p>

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
第二章 いじめ防止基本方針等		
(いじめ防止基本方針)		
第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。		<p>国のいじめ防止基本方針（以下「国の基本方針」といいます。）は、当該地域及び当該学校におけるいじめ対策の基本的なあり方を各地方、各学校の実情に応じ、いじめ対策の推進に資することを趣旨として策定されるものでありますが、岩手県矢巾町で発生したいじめを背景とする中学生の自死事案で問題となったように、国の基本方針の実効性が十分に担保されていない実態があります。実効性を担保するため、国の基本方針の履行状況を外部から客観的にチェックするシステムが必要であると考えます。</p>
2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。		
一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項		
二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項		
三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項		
		<p>保護者として子女による又は子女に対するいじめ防止対策に協力すべき立場からすれば（法第9条参照）、保護者としても国の基本方針を可能な限り理解した上で、学校等との信頼関係に基づきいじめ防止対策に協力することが期待されます。また、学校等のいじめ防止対策について客観的な立場からチェックを行い、国の基本方針の履行状況を精査確認することも保護者には期待されるべきであります。そこで、いじめ防止対策に協力し、あるいは国の基本方針の履行を客観的にチェックするといった役割を果たす上で、国の基本方針が保護者その他関係者にも十分に開示され、その趣旨、具体的な内容などが周知徹底されることが望ましいと考えます。</p> <p>なお、現実的には各自治体や各学校で策定されたいじめ防止対策基本方針がインターネットなどを通じて開示されている例も少なくありません。しかし、いじめ防止対策にとって最も重要な基本方針を示すものである以上、単にインターネット上で開示するにとどまらず、説明会の場などを利用して保護者に内容を周知徹底し、地方の実情に応じて可能な限りその情報提供に努めることが望ましいと考えます。特に、いじめ防止対策は学校や教育委員会としての責務にとどまらず、保護者にもいじめ防止に一定の役割が期待される以上、いじめ防止の基本となる方針を各当事者で共有し、いじめ対策が可及的に実現できるような条件を整備する必要があります。以上のとおり、国の基本方針については単にこれを策定するにとどまらず、これを開示し、周知徹底を図ることも同時に留意されるべきであります。</p> <p>国の基本方針の履行について責任の所在を明確にすることで、その形骸化を防止するよう運用を改善する必要があると考えます。</p>
(地方いじめ防止基本方針)		
第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。	<p>基本方針は、国（義務）、地方公共団体（努力）、学校（義務）のそれぞれが定めることとされています。国の基本方針は、地方公共団体に適用されますので、独自に定めない地方公共団体は国の基本方針に基づきいじめの防止等の対策を講じることとなりますが、その場合、国の基本方針のうち「いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策（第2・2）」の項目については、実効性が担保されないおそれがあるといえます。</p> <p>更には、地方公共団体ごとに国の基本方針を参酌・検討の上、方針を策定する作業が生じることで、いじめの防止等の対策への理解と主体性が増すものと考えます。</p> <p>地方公共団体による地方いじめ防止基本方針（以下「地方の基本方針」といいます。）の策定が義務付けられますよう、ご検討をお願いします。（H27.3.30）</p>	<p>現行法では地方の基本方針の策定は努力義務とされていますが、策定が不徹底である現状に鑑み、義務的な策定を検討すべきと考えます。</p>
(学校いじめ防止基本方針)		
第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。		
(いじめ問題対策連絡協議会)		
第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。	<p>法第14条第1項において、「条例の定めるところにより」と規定されているが、大津市では、いじめの防止に関する条例において設置規定がなくとも、既に関係機関との連携協力会議を実施しており、条例の定めがなくとも、いじめ問題対策連絡協議会の設置は可能であると考えております。法第14条第1項は、条例に基づくいじめ問題対策連絡協議会の設置を義務付けるものではありませんが、あえて「条例の定めるところにより」と規定した趣旨について、本法の運用にあたって明確にされることが望ましいものと考えます。（H25.6.18）</p>	
2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。		

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。		
第三章 基本的施策		
(学校におけるいじめの防止)		
第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。		
2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。		
(いじめの早期発見のための措置)		
第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。	<p>国の基本方針（第1・7（2））を引用した内容を法第16条第1項に明記していただくよう、ご検討をお願いします。このことにより、学校の教職員によるいじめの能動的かつ積極的な認知を促し、早期対応と重篤化の防止につなげるべきと考えます。</p> <p>（H27.3.30）</p> <p>地方公共団体の長の下に一元化したいじめに係る情報について、必要な調査、支援等を行う組織は、相談窓口と同様、教育委員会から独立した執行機関である地方公共団体の長の附属機関として設置し、常設の第三者組織とすることが望ましいと考えます。</p> <p>つきましては、このような本市の取組を、法ないし国の基本方針の検討にあたり、参考にさせていただければと考えます。</p> <p>（H27.3.30）</p> <p>【例】</p> <p>第十六条 学校の設置者並びにその設置する学校及び学校の教職員は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、ささいな兆候でも、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に児童等と関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知するよう努めるとともに、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>定期的な調査（アンケート等）を行った後は、そこで得られたいじめの情報を逐次学校の設置者と家庭に報告する必要があると考えます。いじめ行為の解決にあたっては、学校の設置者及びその設置する学校と、児童生徒とその保護者の三位一体で解決していくことが必要不可欠であり、早期解決をしていくためにも入手した情報の家庭への提供や学校の設置者への提供も定める必要があると考えます。</p> <p>また、報告を受けた学校の設置者は、管理監督義務を負う学校の中で起きたいじめ問題の兆候を速やかに共有し、適宜適切な指導・助言を与えることこそが学校の問題の抱え込みや、問題の重大事態への発展を防げるものと考えます。</p> <p>第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講じ、そこで発見された些細ないじめの兆候であっても学校は学校の設置者に対して報告する責務を負うものとする。</p>
2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。	<p>いじめの被害者が、学校等に相談できないケースについても受け入れ、支援することができるように、いじめに関する相談窓口を地方公共団体の長の下等、学校とは別の機関に設けるなど、本市の取組を参考例とした相談体制の整備について、ご検討をお願いします。</p> <p>（H27.3.30）</p>	
3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。	<p>学校・教育委員会において相談体制を整備する必要があると思いますが、それに加えて、二重三重の救済システムの構築を図るため、学校・教育委員会と離れた立場でいじめの被害者を支援する体制の整備が求められるといえます。</p> <p>【再掲】いじめの被害者が、学校等に相談できないケースについても受け入れ、支援することができるように、いじめに関する相談窓口を地方公共団体の長の下等、学校とは別の機関に設けるなど、本市の取組を参考例とした相談体制の整備について、ご検討をお願いします。</p> <p>（H27.3.30）</p>	
4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。		
(関係機関等との連携等)		
第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。		

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
<p>(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上) 第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>本市においては、心理、福祉等に関する専門的知識を有する有能な人材が不足しており、法が施行され全国でかかる専門家の関与が義務付けられるとすれば、他の地方公共団体においても人材の確保が問題となり得ます。また、本市においては、平成25年度から、各小中学校において専属のいじめ対策担当教員を設けるための臨時講師の雇用、及び養護教諭の複数配置を行い、そのために約2億4千万円の予算を措置しましたが、継続的にかかる措置を行うことの財政的負担は大きいものがあります。そこで、人材の確保については、国の義務として、人的支援及び財政的支援について、ご検討をお願いします。 (H25.6.18)</p>	<p>「心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるもの」「いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者」(以下、「専門的知識を有する者等」といいます。)、いずれの確保も、地方の実情によって困難を伴う場合が散見されます。小規模な自治体では人材確保が困難であり、周辺自治体や都市部に対して人材の確保を依存せざるを得ない現状があります。また、専門的知識を有する者等を確保することの重要性が十分認識されていない地域も存在します。専門的知識を有する人材の確保と情報提供を通じて地方ごとに著しい人材の偏在が生じないように配慮する取り組みが必要と拝察されます。そのため、人材の確保及び情報提供に関して、国において一定の積極的な役割が必要と考えます。</p>
<p>2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。</p>		
<p>(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進) 第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。</p>		<p>インターネットを通じてなされるいじめ(以下、「ネットいじめ」といいます。))の態様は極めて多岐にわたっており、その実態把握は困難を極めるのが実情です。ネットいじめは、物理的な有形力を伴わないことなどの特徴から加害者においても罪悪感を抱き難く、また、学校や保護者も加害行為の把握が困難であります。学校、保護者、児童等の各当事者において、ネットいじめに関する知識が十分に共有されるよう、学校設置者による単なる「啓発活動」ととどまらず、より積極的な「教育活動」が望まれます。条文上、教育的効果を伴う啓発活動が予定されていると考えられますが、端的に教育活動という表現で、その重要性を全面に強調すべきであると考えます。</p>
<p>2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。</p>		
<p>3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第三十七号)第四条第一項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。</p>		
<p>(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等) 第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。</p>		<p>国では、国立教育政策研究所のような専門的な研究機関を通じて調査研究及び検証が実施され、その成果が各地方自治体あるいは各学校に発出されているところでありますが、実際には当該成果を現場で普及しないし活用していると積極的に評価できるだけの事例が乏しいのが実情であります。事実、大津のいじめ事案では国立教育政策研究所のいじめ防止に関するパンフレット等の資料が事件発生直前に当該学校に送付されていながら、いじめ対策に何ら活用されることがないまま自死を見送る結果となりました。国で積極的な調査研究等が実施されながら、各地の学校現場でその成果が活用されないのであれば、いじめ防止対策の発展を期待することはできません。調査研究及び検証の成果を普及することにとどまらず、その普及に見合った各学校及び教職員の受け入れ態勢(例えば、これら成果を踏まえた研修、講習、模擬授業等)を充実させ、当該条文の趣旨目的を達成させる必要があると考えます。</p>
<p>(啓発活動) 第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。</p>		<p>繰り返しになりますが、いじめ行為は即座に生命に対して危険を及ぼす苛烈な行為であることを法で示すことが、いじめに対する意識の低い学校やその設置者の意識改革に繋がり、国及び地方公共団体もそれらの意識を持たせるような啓発活動を行っていただきたいとの考えから、下記のような文言の追記をお願いします。</p> <p>【例】 第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身と生命に重大な危険を及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。</p>

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
第四章 いじめの防止等に関する措置		
<p>(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)</p> <p>第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。</p>	<p>【再掲】本市においては、心理、福祉等に関する専門的知識を有する有能な人材が不足しており、法が施行され全国でかかる専門家の関与が義務付けられるとすれば、他の地方公共団体においても人材の確保が問題となり得ます。また、本市においては、平成25年度から、各小中学校において専属のいじめ対策担当教員を設けるための臨時講師の雇用、及び養護教諭の複数配置を行い、そのために約2億4千万円の予算を措置しましたが、継続的にかかる措置を行うことの財政的負担は大きいものがあります。そこで、人材の確保については、国の義務として、人的支援及び財政的支援について、ご検討をお願いします。 (H25.6.18)</p>	<p>法第22条に定める組織の設置を義務化し、教職員のいじめに対する認識とその対応方法の向上と、同組織が学校の基本方針の推進を進める組織としての位置づけを明確にすることが重要であると考えます。</p>
<p>(いじめに対する措置)</p> <p>第二十三條 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。</p>	<p>いじめの相談を受ける上では、守秘義務に基づく相談者との信頼関係が最も重要であるところ、学校への通報義務が課されれば、かかる守秘義務や相談者との信頼関係を維持することができず、その結果として、学校以外に子どもや保護者が相談できる機会の確保や学校以外の相談機関による救済を困難にするものであります(特に、子どもからの相談は誰にも言わないでほしいというものが多く、誰にも言わないという信頼関係がなければ、子どもからの相談自体が寄せられなくなるものと思われます)。したがって、学校への通報義務を課すことは適当ではないと考えます。 (H25.6.18)</p> <p>受身で対応するような表現であり、いじめの疑いの段階では発動しないことも問題となり得ることから、国の基本方針(第1・7(2))を引用した内容を法第16条第1項に明記してくださるよう、ご検討をお願いします。(法第16条第1項関連) (H27.3.30)</p>	<p>岩手県矢巾町で発生したいじめを背景とする自死事案では、町教育委員会が、いじめは解消すれば事案としてカウントしない扱いとしたことに象徴されるように、いじめ行為及び被害等の認定が恣意的な判断に委ねられた結果、いじめ事案の過小評価、見逃しといった問題に発展しました。条文上、学校及び教員等の主観的判断に依拠することが前提とされていますが、主観的判断を尊重するだけでは矢巾町のように事案の過小評価、見逃しといった従来指摘されてきました深刻な問題点を根本的に解消することには寄与しません。主観的な判断を可能な限り排除し、客観的にいじめ被害が疑われる場合には学校等による積極的な対応が実施されるよう明確化することが望ましいと考えます。</p>
<p>2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。</p>	<p>法第23条第3項の運用が後回しとならず、事実確認・支援等の一連の対処が「速やかに」されることになるよう、法第23条第2項と第3項を1つの規定としてまとめていただくことについて、ご検討をお願いします。 (H27.3.30)</p> <p>ある程度主観に頼らざるを得ない表現であり、いじめの疑いの段階では発動しないことも問題となり得ることから、国の基本方針(第1・7(2))を引用した内容を法第16条第1項に明記してくださるよう、ご検討をお願いします。 (法第16条第1項関連) (H27.3.30)</p> <p>【例】 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。この場合において、学校は、いじめの事実の有無の確認を行うために講じた措置について、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。</p>	<p>学校がいじめの確認を行っている間に重大事態に発展していることや、学校の主観で解決したと考えたときは学校の設置者に報告されていない状況から、いじめの疑いを持った時点で問題行動報告書を作成するとともに、学校の設置者に報告するよう定めていただきたいと考えます。</p> <p>【例】 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、直ちに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。</p>

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
<p>3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。</p>	<p>【再掲】法第23条第3項の運用が後回しとならず、事実確認・支援等の一連の対処が「速やかに」されることになるよう、法第23条第2項と第3項を1つの規定としてまとめていただくことについて、ご検討をお願いします。 (H27.3.30) ある程度主観に頼らざるを得ない表現であり、いじめの疑いの段階では発動しないことも問題となり得ることから、国の基本方針(第1・7(2))を引用した内容を法第16条第1項に明記してくださるよう、ご検討をお願いします。 (法第16条第1項関連) (H27.3.30) 【例】 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。この場合において、学校は、いじめの事実の有無の確認を行うために講じた措置について、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。</p>	<p>学校におけるいじめを発見した後の指導及び解決方法が確立をしていないために、加害児童が被害児童に謝罪させれば解決したとの判断をしている学校があります。多くはその後の加害児童のいじめが苛烈化し、被害児童が自死していることから、教職員の個人的、主観的判断でいじめの解決を判断するのではなく、いじめを受けていた被害児童自身の問題が解決したとの申告をするまで、つまり被害者の目線で事態が解決されるまで、学校やその設置者、保護者の見守りを継続するような文言にしていきたいと考えます。例えば、いじめが報告された「問題行動報告書」の書面に児童生徒とその保護者が記載できるようにすることも一つの方法と考えます。 【例】 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、いじめの問題が解消したと、いじめを受けていた生徒やその保護者の確認が取れるまで保護を継続するとともに、その再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。</p>
<p>4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。</p>		
<p>5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>学校の保護者に対する情報提供は当然必要であるが、「いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう」情報共有がなされるわけではありません。むしろ、実態としては、保護者に情報提供することによって、保護者間の争いが生じることもあります。しかしながら、保護者間の争いが生じたとしても、学校は保護者に情報提供することが必要であり、「いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう」との文言を情報共有等の措置のための目的として規定することは難しいものと考えます。 (H25.6.18)</p>	<p>学校は、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずることが予定されていますが、その情報提供の趣旨目的は条文上、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることの防止にあるとされています。他方で、いじめ防止対策には加害者に対する積極的な指導が望ましい事例もあり、加害者に対して当該事案で問題となった事実関係について向き合い、内省を深め、再発防止及び人格形成に役立てるという観点からの情報提供も、紛争予防という目的と同様に重要な意味を持ちます。加害者に対する指導監督といった教育目的からの情報提供も法文上可能となるよう、明確化されることが望ましいと考えます。</p>
<p>6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。</p>		<p>いじめ行為は客観的、類型的に犯罪行為に該当する場合もありますが、非定型的、非可視的な場合も少なくありません。本条ではいじめ行為が犯罪構成要件に該当する場合を念頭に置いていますが、いじめ行為の多義性、多様性を勘案すれば、犯罪行為に該当する場合以外にも児童等に対する深刻な心身への影響が懸念される場合もあり、このような場合にも外部の積極的な関与、協力が必要とされます。少年事件では虞犯性が問題となる場合があり、いじめ行為が当該少年の虞犯性を徴表する場合もあります。このような場合では犯罪行為が実際に実行されたわけではありませんが、関係当局との連携等が必要となる場合も考えられますが、本条の明文を反対解釈すれば、いじめ行為から少年の虞犯性が明らかに認定される場合でもあっても学校等は関係当局に通報する等の積極的対応を執らずにいてもよい、という結果を招きかねません。かかる反対解釈がなされ、いじめ行為から虞犯性が明らかに認められる場合でも学校等が積極的に対応することが必要ではないかと考えます。</p>
<p>(学校の設置者による措置) 第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。</p>		<p>「必要に応じ」との文言が、学校の設置者の行動を遅らせています。法施行後の重大事態においても、学校の設置者はその重大事態の端緒を把握しておらず、学校とともに常にいじめ問題に対応しているとは思えません。受動的な表現から能動的な表現に変えていただきたいと考えます。 【例】 第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、常に、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。</p>
<p>(校長及び教員による懲戒) 第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。</p>		

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
<p>(出席停止制度の適切な運用等)</p> <p>第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。</p>		
<p>(学校相互間の連携協力体制の整備)</p> <p>第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。</p>		

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
第五章 重大事態への対処		
<p>(学校の設置者又はその設置する学校による対処)</p> <p>第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。</p>	<p>（重大事態への対処につきましては、）法第28条に基づく調査が原則であり、附属機関による調査が二次的かつ任意的なものとされています。しかし、本市の大きな反省としては、平成23年の事件について、当該学校及び教育委員会の調査が不十分であったことがあります。このような反省を踏まえれば、重大事態については、法第30条第2項に定められる附属機関、すなわち外部の専門家で構成される第三者機関による調査を義務付けるべきであります。また、迅速かつ十分な調査を可能とし、調査が重複することによる子どもの負担（複数回の聴き取り等）を避けるためには、かかる第三者機関による調査を二次的なものではなく、重大事態発生後に直ちに行う一次的な調査として位置づけるべきであります。外部の第三者機関の設置に際して、委員の選任等において公正性・中立性が確保されなければならないことについても、法又は法に基づく文部科学省の指針等において規定されるべきであると考えます。</p> <p>（H25.6.18）</p> <p>法第30条第2項の再調査に限らず、法第28条第1項の調査についても、地方公共団体の長が実施主体となることができるよう、法に規定を設けることについて、ご検討をお願いします。</p> <p>（H27.3.30）</p> <p>子どもの自殺が起きたときは、学校・教育委員会から独立した中立的な機関において、中立的かつ専門性を有した委員による調査が実施されるべきであると考えます。</p> <p>（H25.8）</p> <p>適切な事後対応を行うことについて</p> <p>和解調書の謝罪事項には、事後対応に関して、学校については、①調査委員会設置に関する説明の欠如、②調査の打切り、教育委員会については、③不適切な対応（不十分な事実把握をもって事態の収束を図ろうとしたこと等）、学校及び教育委員会に共通する事項としては、④事実解明の不徹底、⑤遺族を尊重した対応の欠如があげられています。</p> <p>いずれも、平成23年6月文部科学省初等中等教育局長通知「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について（子どもの自殺が起きたときの調査の指針）」（以下「背景調査の指針」といいます。）に基づく調査が確実に履行されていれば、このような問題は生じなかったと考えられます。</p> <p>こうした経過も考慮されてか、法では、第28条に重大事態への対処についての定めが置かれ、学校・教育委員会による事実関係を明確にするための調査の実施が義務付けられることになりました。</p> <p>しかしながら、それ以降も、いじめを受けた児童生徒の自死事案に対する学校・教育委員会の事後対応の問題が指摘される事例が続いています。</p> <p>本市の学校・教育委員会がそうであったように、背景調査の指針を運用する側の解釈や姿勢次第で、調査が不確かなものになることがあるようです。</p> <p>自死事案も含めた重大事態に際しては、法に基づく調査が学校・教育委員会に義務付けられてはいますが、自死事案にあつては背景調査の指針が今後も掘りどころとなることから、どの学校・教育委員会が運用する場合でも、公平・公正で、遺族に対する説明責任を果たしうる調査であらねばならないと考えます。</p> <p>つきましては、背景調査の指針の内容について、調査内容・範囲・実施期限等を具体化するとともに、国の基本方針に具体的に盛り込んでいただきますよう、ご検討をお願いします。（現行では、引用した上で「参考とする」との表記にとどまります。）</p> <p>このことにより、地方公共団体における地方の基本方針への反映が促され、全国画一的に背景調査の質の担保を図ることができると考えます。</p> <p>なお、自死事案の調査に関する運用のガイドラインである背景調査の指針がそうであるように、法や国の基本方針の細目として位置づけるべき事項が他にある場合には、事項ごとにガイドラインを定めていただきますよう、ご検討をお願いします。</p> <p>（H27.3.31）</p>	<p>重大事態の認定については法第28条第1項各号に概括的な規定はありますが、具体的な解釈は各学校あるいは各教育委員会に委ねられています。重大事態に該当するか否かにより調査の要否が決定される関係にあるため、いじめ事案の調査の前提として重大事態に該当するか否かの判断は極めて重要な意味を持っています。しかし、各学校あるいは各教育委員会は重大事態について必ずしも客観的な判断基準を持っているわけではなく、被害者がいじめ行為又は被害を否認した場合には重大事態の認定を差し控えるなど学校及び教育委員会の判断が合理性を欠く場合も少なくありません。いじめの定義規定は条文上明記されていますが、重大事態に関する判断基準を明示する規定はありません。そのため、学校及び教育委員会がいじめ行為を認定した場合であっても、被害を十分に把握しない限り重大事態としての認定はなされず、その結果として潜在的に深刻な被害が発生している事案でも重大事態としての調査が実施されない場合があります。現に岩手県矢巾町の事案では、いじめ行為による被害が客観的に発生していたにもかかわらず、現場教職員の判断で被害の把握が不十分となった結果、重大事態の認定がなされず、生徒の自死を未然防止できなかったという問題が発生しました。いじめ行為の定義規定と並んで、重大事態の認定に資する客観的な判断基準を何らかの形で明示する必要があると考えられます。</p> <p>また、法第28条に基づく重大事態に関する調査を開始する時期については明文上「速やかに」と規定されていますが、実際には重大事態に相当する事態を学校及び教育委員会が把握しながら、調査を開始するまで1年以上の期間を要しているケースも現に存在します。調査が相当期間を経過してもなお開始されない場合、被害者側から学校又は教育委員会に対して速やかな調査開始を請求することができるような規定を追加することも検討をお願いします。</p> <p>なお、法第28条第1項に基づく調査の実例として、第三者調査委員会を設置するケースも見られますが、その運用上の問題点も次第に明らかになってきました。重大事態に認定されたケースで、加害者によるいじめ行為を疑うべき事情が具体的に存在するにもかかわらず、調査委員会が加害者に対する聴き取りを実施しないで報告を取りまとめるといったケースも実際に存在します。重大事態に対する調査でありながら単なる外形的な調査のみ実施し、いじめの実態解明と再発防止に向けて積極的な調査に踏み込まない事例が相次ぐような事態になれば、本条の趣旨目的は完全に没却されます。実質的な内容を伴う充実した調査活動を実施することは本条項の趣旨に照らし当然のことであると考えられますが、実際に運用されている第三者調査委員会には本条項の趣旨を没却するような表面的な活動に終始する例もあることを念頭に、本条項に基づく調査の効果的実施に必要な事項の検討が必要であると考えられます。</p> <p>このほか、学校や教育委員会、自治体による一方的な調査とならないよう、保護者の同意、説明を必ず行わせるよう配慮することが必要であります。</p> <p>また、学校や教育委員会の積極的な調査協力（資料の提供、聞き取りへの協力）の必要性を明確にする必要があると考えています。</p>
一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。		
二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。		

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
<p>2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。</p>	<p>法第28条第2項のいじめを受けた児童及び保護者への適切な情報提供については、法において保護者の知る権利を規定するとともに、アンケートの開示を含む保護者に対する積極的な情報開示及び調査過程への保護者の参加についても、法又は法に基づく文部科学省の指針等において、より具体的に規定すべきと考えます。</p> <p>(H25.6.18)</p> <p>提供を可能とする情報の範囲について具体性を欠く定めであることから、規定の趣旨を没却するような消極運用が定着しないよう、提供する情報の範囲を省令に委任するなどして、法令においてその具体化を図っていただきたく、ご検討をお願いします。</p> <p>(H27.3.30)</p>	<p>学校の設置者又は学校は、法第28条第1項に基づく調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものと規定されていますが、各自治体が制定している個人情報保護条例など関係諸法令との関係性が不明確であります。そのため、個人情報として収集された調査結果等を、被害者等の各関係者に対して開示、提供する具体的な根拠として本条項を援用することが難しい状況にあります。これを被害者側から見れば、重大事態に関する調査が実施された場合であっても、当該調査に基づき確認された事実関係について適時適切に情報提供を受けることができるとは言い切れない不安を残す結果となります。被害者には、調査に基づき確認された情報を適切に受領することができる法的地位あるいは法的権利が保障されるべきであり、他方で加害者に関しても、いじめ行為あるいはその結果に向き合い内省を深める契機とするなど一定の教育目的から適切に情報提供の必要性があります。各当事者に対して学校及び教育委員会が適時適切な情報提供を行うべく、当該個人情報の開示、提供が関係法令上可能となるよう、本条項の明確な位置づけ、関係法令との関係等、必要な事項について明確な規定が必要と考えます。</p>
<p>3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。</p>		
<p>(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)</p>		
<p>第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。</p>		
<p>2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</p>		
<p>3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>		
<p>(公立の学校に係る対処)</p>		
<p>第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。</p>		
<p>2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</p>	<p>【再掲】（重大事態への対処につきましては、）法第28条に基づく調査が原則であり、附属機関による調査が二次的かつ任意的なものとされています。しかし、本市の大きな反省としては、平成23年の事件について、当該学校及び教育委員会の調査が不十分であったことがあります。このような反省を踏まえれば、重大事態については、法第30条第2項に定められる附属機関、すなわち外部の専門家で構成される第三者機関による調査を義務付けるべきであります。また、迅速かつ十分な調査を可能とし、調査が重複することによる子どもの負担（複数回の聴き取り等）を避けるためには、かかる第三者機関による調査を二次的なものではなく、重大事態発生後に直ちに行う一次的な調査として位置づけるべきであります。外部の第三者機関の設置に際して、委員の選任等において公正性・中立性が確保されなければならないことについても、法又は法に基づく文部科学省の指針等において規定されるべきであると考えます。</p> <p>(H25.6.18)</p> <p>法第30条第2項の再調査に限らず、法第28条第1項の調査についても、地方公共団体の長が実施主体となることができるよう、法に規定を設けることについて、ご検討をお願いします。</p> <p>(H27.3.30)</p>	<p>本条項に基づく調査は、法第28条第1項に基づく調査を前提とするものであります。原則的には「調査の結果について調査を行う」ものであることから、調査対象は法第28条第1項の調査により得られた結果に限定されると解釈することができます。ただし、第一義的に実施されるべき法第28条第1項の調査との関係で副次的な位置づけというにとどまらず、積極的な調査を実施する余地も解釈上は残されています。地方公共団体の長が設置する附属機関の調査が学校及び教育委員会の所管事項に対して無制限に及ぶと解することは教育行政の中立性、独立性という観点から全く問題がないわけではありませんが、関係機関の理解と協力を得ることができれば理論上、かかる調査について全面的に不可能と解すべき理由はありません。現行の規定上、法第30条第2項の調査が及ぶ範囲は限定的に解される余地を残していますが、学校及び教育委員会その他関係機関の理解と協力の下、教育行政の中立性を害しない限度で地方公共団体の長が設置する附属機関の調査権限が学校及び教育委員会の所管事項に及ぶ場合があり得ることを注意的に規定すべきではないかと考えられます。</p> <p>法第28条第1項の調査が不十分のまま終了し、被害者側が結果に不服を申し立てている場合であっても、現行法では地方公共団体の長として「必要がある」と認めない限り法第30条第2項の調査は実施されません。被害者その他関係者からの法第28条第1項の調査結果に対する不服申し立てがあった場合、これに関する再審査という趣旨で法第30条第2項の調査を実施することも十分検討されるべき点であります。現行法では地方公共団体の長が裁量的に必要性を判断することになってはいますが、被害者からの不服申し立てに際して必要性に関する事情の疎明があり、その内容に一定の合理性がある場合には、法第30条第2項の調査が必然的に実施されるよう条文を見直す必要があると考えます。</p>

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。	法第30条第3項の調査を行った場合の議会への結果報告については、調査結果の全てを報告することは、いじめ事案について広く知られたくないという被害者の心情に鑑みれば、適切ではないと考えます。そこで、個人情報保護や被害者の心情に配慮し、報告する範囲を限定する条文とすべきと考えます。 (H25.6.18)	
4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。		
5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。		
(私立の学校に係る対処)		
第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。		
2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。		
3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。		
4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。		
第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。		
2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。		
3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。		
4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。		
5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。		

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
<p>(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助)</p> <p>第三十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。</p>		
<p>第六章 雑則</p>		
<p>(学校評価における留意事項)</p> <p>第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。</p>	<p>法第34条の義務規定について、義務の主体を明確にすべきであると考えます。(H25.6.18)</p>	
<p>(高等専門学校における措置)</p> <p>第三十五条 高等専門学校(学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>		
<p>附 則</p>		
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。</p>		
<p>(検討)</p> <p>第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。</p>		
<p>2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。</p>		
<p>理 由</p> <p>いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>		